

忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

令和 8年1月 1日改定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

1. 就学前教育との連携に努めます

子どもたちが就学後の学校生活に円滑に移行できるよう、就学前教育から義務教育への連携を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道德教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的な生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。